

## 令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション定着促進事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、愛媛県内の地域資源やテレワーク環境等を生かした県外企業の企業合宿型ワーケーション（以下「ワーケーション」という。）の誘致により、企業の人材育成のほか、県内における地域課題の解決や地域との共創による地域活性化を図り、ワーケーションを通じた地域と県外企業との継続的な関係性の構築により、人口減少下における地域の維持・活性化モデルの構築を目指すことを目的とする。

### (対象者)

第2条 令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション定着促進事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、知事が適当と認める場合はこの限りではない。

- (1) 県外に本社機能を置く企業であること。ただし、法人としてすでに1年以上の事業活動実績があるものに限る。
- (2) 申請を行う年度に令和5年度企業合宿型ワーケーション定着促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けていないこと。
- (3) 宗教活動または政治活動、反社会的活動、公序良俗に反する活動を行っていない者であること。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる取組みに協力するものとする。

- (1) 県が実施するアンケート調査。
- (2) 県が運営するウェブサイトでの補助金を活用したワーケーション実施状況等の掲載及び二次利用可能な実施報告書並びに写真データの提供。

### (ワーケーションの内容)

第3条 前条の補助金の交付を受けて実施するワーケーションは、県内でテレワークを実施しながら、次の各号に掲げる目的のいずれかに該当すると取組みと知事が認めるものとする。

- (1) 県内の地域関係者との交流を通じて、企業社員の自己成長やチームビルディングなど、補助対象者の人材育成を目的とするものであること。
- (2) 県内における地域の課題解決及び地方創生の要素を組み込み、補助対象者と地域との交流・協働を通じた地域活性化を目的とするものであること。
- (3) 県内のテレワーク施設を活用して、集中的に新たなアイデアの創出や新規ビジネスの開発に取り組むなど、企業活動の発展や経営課題の解決を目的とするものであること。

### (対象事業)

第4条 対象事業は、前条に掲げるワーケーションであって、かつ、1回の行程につき、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内でのワーケーションであること。
- (2) 余暇活動が中心の福利厚生型と認められるワーケーションではないこと。
- (3) 県内の宿泊施設及びコワーキングスペース（シェアオフィスを含む。ただし、サテライトオフィス等の専ら自社社員の利用に供するために開設した施設、自社営業拠点及び取引先事業所を除く。）で業務を行うこと。

- (4) 県内に連続して3泊以上滞在すること。
- (5) ワークーション参加人数が5名以上であること。
- (6) ワークーションの様子の紹介など社内外への広報宣伝に努めること。
- (7) 補助金を活用した後に企業負担での再訪が見込める事業計画であること。
- (8) 国、県及びその他の補助事業の交付を受けない事業であること。

(補助対象期間等)

第5条 補助対象期間は、補助金交付決定の日から令和6年3月31日までの間とし、補助対象経費等は令和5年度愛媛県企業合宿型ワークーション定着促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める。

(補助事業の決定に関する手続き)

第6条 次の各号に掲げる手続きにより補助対象者を決定するものとする。

- (1) ワークーションの実施を希望する者は、事業計画書を県に提出する。
- (2) 前号の事業計画書提出後に、ワークーション実施時期等が明確になり、ワークーションを実施しようとする者は、交付申請書を県に提出する。
- (3) 県は、前号による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容等を審査のうえ、補助事業者を決定する。

(補助)

第7条 県は、補助事業者が実施するワークーションに対して、補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。